若者の悩みや困りごとを一緒に考える

学校や仕事、人間関係、将来への不安など、普段の生活での悩みや困りごとを抱える若者をサポートする「若者よりそいサポートひろしま」。気軽に相談してみませんか。

問こども青少年支援部（☎504-2973、FAX504-2727）

あなたのこれからを一緒に考える

「若者よりそいサポートひろしま」は、おおむね中学生から29歳までの若者や家族が、進路や学校、仕事、人間関係などの悩みや不安を相談できる窓口です。

状況や思いを聞いて、一人一人に合った支援プランを一緒に作り、生活や就業における目標達成に向けた支援を関係機関などと連携して行います。

目標達成後も相談員が定期的に連絡を取り、寄り添いながらサポートを行います。



区福祉センターでの出張相談

市内8区の福祉センターで月1回程度、出張相談会を実施しています。開催日など詳しくは同施設ホームページで。

若者よりそいサポートひろしま

【対象】おおむね中学生～29歳の若者と家族
【時間】平日9:30～17:00
【場所】安佐北区可部南五丁目13-21
【申し込み】同施設ホームページ（上二次元コード）か電話で
【問い合わせ】☎080-8923-5432

interview



小河内（おがうち）相談員

「話してもらうこと」を大事にしています

相談に来るということが大きな一歩だと思いますので、一人一人ができるだけ話をしやすい環境づくりを心掛けています。「こんなことで相談に行っていいのかな」と思うことでも気軽に相談に来てもらえたらいいなと思います。

家族をケアするこども・若者を支える

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、過度な負担を抱えているこどもや若者がいます。市は、そんなこども・若者を支援するため、専用の相談窓口を設置しています。

問こども青少年支援部（☎504-2973、FAX504-2727）

自分のやりたいことより家や家族のこと

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者を、ヤングケアラーといいます。

ヤングケアラーの多くは、勉強や部活、友人などとのたわいない時間など「自分のための時間」と引き換えに家事や家族の世話をしています。

自分からは相談しづらい



ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな事情で他人に話せなかったり、家のことをするのは当たり前のことと思っていたりして、本人や家族に自覚がないこともあります。

周囲の大人などがヤングケアラーへの理解を深めて、こども・若者の負担や異変に気付き、支援につなげることが大切です。

オンラインで気軽に参加

市は、匿名で参加ができるオンラインサロンの開催を11月、来年1月、3月に予定しています。相談しなくても、他の人の相談を聞くだけの参加も可能です。今後の開催日など詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号1023753

ヤングケアラー専用の相談窓口

相談窓口では、心理士などが相談に応じます。就職や進学などのキャリア相談も対応可。

【対象】市内に在住で、おおむね30歳までのこども・若者と家族、関係者
【時間】10:00～19:00（㈬・年末年始は除く）
【場所】東区光町一丁目9-19（こどもの相談センター わかくさ内）
【問い合わせ】☎298-0581

相談方法など詳しくは市ホームページ（上二次元コード）で。

DV被害、一人で悩まず相談を

市では、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者に対して、相談から自立まで総合的に支援しています。配偶者やパートナーからの暴力など、一人で悩まず相談してください。

問男女共同参画課（☎504-2108、FAX504-2609）

体だけでなく心も傷付ける行為

DVとは、配偶者やパートナーからの身体的暴力のほか、精神的・経済的・性的暴力のことも指します。

交友関係などを監視・制限したり、お金の使い方を極端に制限したり、無理やり性的な行為を強要することもDVに該当します。

勇気を持って相談してください

「自分が悪い」「相手に嫌われたくない」という思いから、暴力を受け入れてしまうケースがあります。

しかし、どんな理由があっても、程度に関係なく暴力は許されない行為です。一人で悩まず、勇気を持って、相談機関（下記）に相談しましょう。

●DVに関する相談窓口

相談窓口	相談日時	連絡先
市配偶者暴力相談支援センター	①㈪～㈮の10:00～17:00 ②㈯、㈰、㊗、㈷、8月6日の10:00～17:00	①☎504-2412、FAX504-2835 ②☎252-5578
県西部こども家庭センター（南区宇品東四丁目1-26）	③㈪～㈮の8:30～17:00 ④㈪～㈮の17:00～20:00 ⑤㈯、㈰、㊗、㈷の10:00～18:00	③☎254-0391 ④⑤☎254-0399

※いずれも年末年始（12月29日～1月3日）は休み
※暴力により身の危険を感じたときや緊急時には、迷わず110番通報を

11/12㈭-25㈪ 「女性に対する暴力をなくす運動」

パープル・ライトアップ

以下の場所で、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーの紫にライトアップが行われます。

- ●広島本通商店街 【日時】11月12日㈭・13日㈮の日没後～22:00
- ●エディオンピースウイング広島 【日時】11月12日㈭18:00～21:00
- ●エールエールHIROSHIMA 【日時】11月24日㈫・25日㈪の日没後～22:00

こどものSOSを見逃さないで

市児童相談所で受けた児童虐待の相談・通告件数が、昨年度3,235件となり、過去最多となりました。あなたの「もしかして」がきっかけで救われるこどもがいます。

問児童相談所（☎263-0694、FAX263-0705）

こども虐待防止オレンジリボン運動®

早期発見が解決のカギ

「虐待されているのでは」と感じたら、児童相談所に連絡してください。あなたの連絡が虐待の早期発見・解決につながります。

児童虐待かもと思ったら 189（いちはやく）番へ

全国共通。近くの児童相談所につながります。携帯電話、スマートフォンからはコールセンターのオペレーターがつなぎます（通話料無料）

親子間での悩み事などの相談を受け付けています

市は、「親子のための相談LINE（ライン）」で相談を受け付けています。ささいなことでも相談してください。相談の始め方など、詳しくは市ホームページで。

【対応時間】平日12:00～22:00
※命などに危険があると判断したときなど緊急の場合、関係機関に連絡して安全を確保することがあります

●子育てに関する相談窓口

相談窓口			電話番号	
児童相談所（東区光町二丁目15-55）			263-0694	
相談窓口	区	電話番号	区	電話番号
こども家庭センター（区地域支えあい課内）	中	504-2739	安佐南	831-5017
	東	568-7794	安佐北	819-0639
	南	250-4160	安芸	821-2827
	西	294-6519	佐伯	943-9773

【相談日時】㈪～㈮の8:30～17:15。㊗、㈷、年末年始、8月6日は除く
※虐待に関する通報・相談は、児童相談所で夜間・休日でも電話で24時間受け付け

●保育所などでの虐待や不適切保育に関する相談窓口

保育所などの職員による虐待などが疑われる事案を発見した場合には、幼保企画課（☎504-2262）まで。

詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号1046172